別表第二中

準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五の二第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十二第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十三第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十四第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十五第二項の規定による指定介護老人保健施設の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十六第二項の規定による指定介護医療院の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十七第二項の規定による介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十八第二項の規定による指定一般相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の十九第二項の規定による指定特定相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十第二項の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十一第二項の規定による指定一般相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十二第二項の規定による指定特定相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十三第二項の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十四第二項の規定による指定一般相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十五第二項の規定による指定特定相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十六第二項の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十七第二項の規定による指定一般相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十八第二項の規定による指定特定相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二十九第二項の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三十第二項の規定による指定一般相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三十一第二項の規定による指定特定相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三十二第二項の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三十三第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三十四第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三十五第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の四十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の四十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の四十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の四十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の四十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の五十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の六十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の七十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の八十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の九十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百二十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百三十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百四十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百五十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百六十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百七十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百八十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の百九十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百二十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百三十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百四十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百五十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百六十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百七十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百八十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の二百九十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百二十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百三十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十五第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十六第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十七第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十八第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百四十九第二項の規定による指定介護予防支援事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五十第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五十一第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五十二第二項の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五十三第二項の規定による指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五十四第二項の規定による指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の廃止があつた場合を含む。）、第百十五条の三百五十五第二項の規						